

2006年の海上の労働に関する条約の改正に伴う国内制度化勉強会 とりまとめ

2006年の海上の労働に関する条約改正の国内措置について

1. 概要

2018年6月ILO総会において、船員が海賊行為又は船舶に対する武装強盗により船上又は船外で拘束されている間の雇用契約の継続及び賃金の支払いを継続することを確保する旨の2006年の海上の労働に関する条約の改正案が承認された。

このため、改正条約の内容を担保するために、以下のとおり法令改正及び法令解釈の明確化を図るためガイドラインの策定が必要。

2. 法令改正

雇入契約の締結前の説明事項への追加

船員法(昭和22年法律第100号。以下「法」という。)第32条においては、船舶所有者は雇入契約(予備船員については、雇用契約。以下同じ。)の相手方となろうとする者に対して雇入契約の内容となる労働条件を書面にて説明しなければならないこととされている。

本記載事項は、船員が同意した場合は雇入契約の内容となることから、海賊被害にあった場合の措置に関する事項について記載させることにより、当該事項を雇入契約の内容とする(船員法施行規則第16条第1項の改正)。

また、法40条の規定により雇入契約の解除事由は制限されていることから、3のとおり海賊被害は雇入契約の解除事由にはあたらない旨の解釈を示すことにより実質的に担保する。

【船員法施行規則】

(雇入契約の締結前の説明事項)

第16条 法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 雇用の期間
- 二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途(漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。)及び就航航路又は操業海域に関する事項
- 三 職務に関する事項
- 四 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項
- 五 報酬が歩合によつて支払われる場合の法第五十八条第一項の一定額及び同条第三項の額
- 六 基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制に関する事項
- 七 災害補償に関する事項
- 八 退職、解雇、休職及び制裁に関する事項
- 九 送還に関する事項
- 十 予備船員制度があるときは、その概要

3. ガイドライン

海賊被害にあった場合の雇入契約・賃金の支払いに関するガイドラインの策定・周知

船舶が海賊被害に遭った場合について、雇入契約に記載すべき事項及び法39条(沈没等に因る雇入契約の終了)、法40条(雇入契約の解除)、法44条の2(解雇制限)の規定の適用に関する解釈を示すガイドラインを策定、船舶所有者は当該ガイドラインにより海賊被害に遭った船員の保護を図らなければならない旨の周知徹底を図る。